

関西学院大学国際学生レジデンスV 入居者心得

関西学院大学 国際教育・協力センター(CIEC)

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155

電話：0798-51-0952 FAX：0798-51-0954

dormitory@kwansei.ac.jp

はじめに

国際学生レジデンスV（以下「レジデンスV」という。）の寮生は寮生全員が快適に過ごせるように、勝手な行動はせず、ここで定める規則を守って寮生活を送ってください。入居後は、規則を守り、入居期間中は国際教育・協力センター（以下「CIEC」という。）及び管理人の指示に従ってください。寮の規則が守れない場合には、退寮を命じることがあります。なお、入居者心得はCIECの判断により変更されることがあります。

1. 入居期間

- (1) 入居期間は原則として2年間以内です。
- (2) 春に入寮した場合は、次の受入準備のため翌々年の3月20日までに退寮してください。

2. 入居

- (1) 各自入寮時に部屋の確認をし、設備の不具合がある場合は管理人もしくはCIECに入居1週間以内に連絡してください。
- (2) 万一退去の際に不具合が見つかった場合はその修理費用を請求する場合があります。

3. 門限・セキュリティ

- (1) 門限は原則として23時です。23時以降になる場合は他の寮生の迷惑にならないよう静かに出入りしてください。
- (2) コミュニティスペースの入り口はセキュリティのため暗証番号が設定されています。変更があった際には、寮生にお知らせします。玄関の暗証番号は絶対寮生以外に知らせないようにしてください。寮生以外に知らせた場合は退寮を命じます。

4. 寮生以外の方の訪問

- (1) 訪問者の対応は、必ず管理人に連絡の上、1階管理人室前の「来寮者ノート」に詳細を記入してください。訪問者は、1階のコミュニティスペース(102号室)のみ入室を許可します。他の寮生に迷惑にならないよう心がけて下さい。
- (2) 各ユニット内への訪問者の入室は禁止します。
- (3) 訪問者は21時までに退出しなければなりません。
- (4) 訪問者は宿泊できません。発見した場合には、訪問者を宿泊させた者に退寮を命じます。

5. 外泊時の注意

- (1) 外出の際は電気関係の電源をすべてOFFにしてください。
- (2) 外泊するときは以下のURL、もしくはQRコードから届け出をしてください。

URL: <https://form.jotform.com/80507198471966>



6. 入寮費・舎費・光熱費

- (1) 入寮費・舎費・光熱費の請求書はCIECより送付します。所定の期日までに支払いを済ませてください。
- (2) 舎費等の滞納が3ヶ月以上となった場合、退寮を命じます。
- (3) 舎費・光熱費等の金額は、次のとおりです。なお、支払金額と電気料金（実費）に多額の不足があった場合は、追加で徴収する場合があります。
- (4) 一時帰国等で長期に不在となる場合でも、舎費は請求されます。
- (5) 電気料金（個室部分）は毎月の使用量に当該年度使用単価をかけて算出します。
- (6) 海外に帰国するため早期に諸費を請求する必要がある場合であって、退寮日の2週間前までに直近1ヶ月の料金（電気）が算出できない場合に限り、直近1ヶ月の料金を次の通り算出します。「退寮日の2週間前に検針し、比率計算により算出した月間の概算使用料に単価をかけて算出」

		交換学生 / 正規留学生・RA								
寮 費	入寮費	20,000 円								
	保 険	入居者は原則として、CIECが指定する保険に、入居者負担で加入する必要があります。（正規留学生・RAのみ）								
	舎 費	通 常	月額 33,000 円							
		途 中 入 退 寮	途中入寮月の舎費は、滞在泊数に応じた日割り金額で請求する。 $\text{途中入退寮月舎費} = @1,100 \text{ 円} \times \text{滞在泊数}$ 途中退寮月の舎費は退寮日の1ヶ月前までに申し出た場合に限り、日割り金額を適用する。 また、1ヶ月前までに申し出がなかった場合には、退去1ヶ月分の舎費を請求する。							
		諸 費 （ 共 用 部 分 ）	通 常	光熱水費・インターネット代 月額 8,200 円						
		途 中 入 退 寮	光熱水費・インターネット代は、滞在泊数に応じた定額金額で請求する。 途中入退寮月の光熱水費・インターネット代：滞在泊数に応じた定額金額で請求。 滞在泊数が 1～10 日まで 2,800 円 11～20 日まで 5,500 円 21～31 日まで 8,200 円							
		通 常	電気料金：個室部分メーターによる実費							
		途 中 入 退 寮	途中入寮月諸費（電気料金）：個室部分メーターによる実費 途中退寮月諸費（電気料金）：滞在泊数に応じた定額金額で請求する。 ※ ただし、退寮に関しては、退寮日の1ヶ月前までに申し出た場合に限り、以下の定額を適用する。 ※ 1ヶ月前までに申し出がなかった場合には、退去月1ヶ月分の費用を請求する。 直近1ヶ月の電気料金とは、退寮月の前月分の電気料金請求額のことをいう。							
			滞在泊数	直近1ヶ月の 電気料金が 600円まで	直近1ヶ月の 電気料金が 1,200円まで	直近1ヶ月の 電気料金が 2,400円まで	直近1ヶ月の 電気料金が 3,600円まで	直近1ヶ月の 電気料金が 4,800円まで	直近1ヶ月の 電気料金が 6,000円まで	直近1ヶ月の 電気料金が 7,200円まで
			1～10 日	200 円	400 円	800 円	1,200 円	1,600 円	2,000 円	2,400 円
		11～20 日	400 円	800 円	1,600 円	2,400 円	3,200 円	4,000 円	4,800 円	
		21～31 日	600 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円	4,800 円	6,000 円	7,200 円	
		以降、電気料金の最大徴収金額を1,200円刻みとして、上記ルールに基づき設定を行う。								

※1 徴収金額については、学院負担分が多額になる場合は金額を再検討する。

7. 布団について

交換学生にはレンタル布団が用意されています。なお、正規留学生については第23項目を確認してください。

- 敷布団/敷パット 1枚 ●掛布団 1枚 ●枕 1個
- シーツ 2枚 ●掛け布団カバー 2枚 ●枕カバー 2枚
- 毛布 1枚

- (1) 全て揃っているか確認し、入居1週間以内に受領書オンラインフォームをCIECに提出してください。

URL : <https://form.jotform.com/KwanseiGakuin/RentalFutonSetReceipt>



- (2) 過不足や不備がある場合は、見つけ次第すぐにCIECに申し出てください。
- (3) 受領書提出後に紛失や不備があった場合は弁償しなければなりません。

8. 居室の管理

- (1) レジデンスVはユニット制です。同じユニットの寮生と協力してユニット共用部を清潔に保ってください。問題があれば全員で話し合い、解決に努めてください。共用部だけでなく各自の居室内（居室内エアコンフィルター及びベランダ含む）も清潔に保ってください。
- (2) トイレトペーパーは入居時に限り1人1ロール配布します。それ以降は各自で購入してください。
- (3) トイレには水洗用トイレトペーパー以外のもの（生理用品、クッキングペーパー、ティッシュペーパー、残飯な

- ど)は絶対に流さないでください。故障、配管の詰まり、悪臭発生の原因になります。
- (4) 窓の開放を定期的にし、換気を心がけてください。カビや虫が発生した場合は管理人に連絡してください。
 - (5) 壁・天井・家具にシールやステッカーを貼らないで下さい。また、釘を打ち込むことも禁止します。
 - (6) 水漏れやその他設備の不具合があった時は管理人に連絡してください。
 - (7) 電気の蛍光灯が切れた場合は新しいものを購入し、交換してください。取付けが難しい場合は管理人さんに手伝ってもらいましょう。
 - (8) 部屋・ユニットを改修することは禁止します。
 - (9) 男性は女性のユニットに、女性は男性のユニットに入室することはできません。発見した場合は、ただちに退寮を命じます。
 - (10) 動物を飼うことは禁止します。
 - (11) 居室での調理は禁止します。
 - (12) インターホンが鳴った際は、ユニット内の受話器を取ることで、訪問者と通話できます。
 - (13) ユニット内のSOSボタンを押すと管理人室へ通報され、管理人がユニット内に駆けつけます。緊急時（救急対応、火災、警察事案等）以外押さないでください。

9. 部屋の鍵について

- (1) 居室とユニットの鍵は入居期間中、各自が責任を持って保管してください。紛失した場合、管理人室に連絡し、「鍵紛失届兼スペアキー受領書」オンラインフォームを提出してください。複製費用として約3万円を徴収します。なお、個室またはユニットの鍵どちらか一方を紛失した場合でもすぐに報告してください。

URL: <https://form.jotform.com/KwanseiGakuin/LostKeyDeclaration>



- (2) ユニット/部屋の鍵の複製（コピー）は禁止します。
- (3) ユニット/部屋の鍵を他人に貸してはいけません。

10. インターネット接続について

寮生は寮内のWi-Fiを利用してインターネットに接続することができます。

- (1) IDとパスワードは各ユニット内の掲示を参照してください。
- (2) ネット回線はユニット内でシェアしており、接続容量にも限りがあります。そのため動画やゲームなどをするとすぐに容量がオーバーし、ユニット内全員がインターネットに接続できなくなります。注意して利用してください。

11. シャワーの利用について

- (1) 石鹸、タオル等のシャワーに必要なものは、各自で用意してください。
- (2) シャワー室は次の人が気持ちよく利用できるように、使用後は必ず髪の毛等を捨て、きれいに使ってください。

12. 洗濯について

利用時間を考え、長時間洗濯物を放置せず、次の人がすぐ使えるようにしましょう。

13. 郵便や宅配便について

- (1) 荷物、個人への連絡はメールボックスに投函しますので各自1日1回は必ず確認してください。
- (2) 宅配便が届いて本人不在の場合は宅配業者の不在票がメールボックスに入っていますので、各自で再配達依頼をしてください。
- (3) 住所には必ず部屋番号まで明記してください。部屋番号の記載がないと郵便物が届きませんので注意してください。

14. 掲示板について

- (1) 重要なお知らせや点検スケジュール等は1階管理室前ボードに掲示します。定期的に確認してください。
- (2) 原則として個人的なビラ・パンフレット・ポスター等の掲示はしないでください。

15. ゴミの出し方

- (1) 部屋のゴミは宝塚市の決められたルールに従って、燃えるゴミ、燃えないゴミ、プラスチック、びん・缶、ペットボトル、紙・布、小型不燃ごみ等に分別してください。
- (2) ゴミカレンダーを確認し、収集日の朝8時までにゴミ集積所へ出してください。
- (3) 粗大ゴミを捨てる際には管理人に連絡して下さい。ゴミの大きさによってお金がかかります。
- (4) 粗大ゴミを勝手に捨てる事は法律で禁止されています。

16. コミュニティスペースについて（102号室）

コミュニティスペースの開放時間は6時～23時です。それ以外の時間は使用できません。

【玄関】

- (1) スペース内では必ず靴を脱ぎ、玄関の靴は片付けて下さい。履物は、上履きと下履きを区別して使用してください。

【キッチン】

- (2) レジデンスVでは、食事の提供を行っていません。コミュニティスペースにキッチン（自炊設備）があります。
- (3) 食器や調理器具（自分のもの）を置いておくことはできません。毎回自室より持ち込み、持ち帰るようにしてください。
- (4) キッチンが共用ですので、シンク・IHクッキングヒーター・炊飯器等を使用した後はきれいに洗い、生ゴミ等は所定の場所に捨ててください。
- (5) 食材・調味料については各自用意し、コミュニティスペースに置かず、各ユニットにて保管してください。
- (6) コミュニティスペースの冷蔵庫は共用です。コミュニティスペースの冷蔵庫に一時的に物を置く場合は必ず名前を書いて整理整頓して使ってください。キムチなどにおいが強い物は、においがでないように密封してください。もしコミュニティスペースの冷蔵庫内外に置かれたまま傷んでいる物等があれば、管理人の判断で定期的に処分します。
- (7) コミュニティスペースの洗剤・スポンジは共用で設置しています。無くなったら管理人に連絡してください。

【ダイニング】

- (8) コミュニティスペースは入居者が食事を取ったり、交流を図る場所です。それを妨げるような食事会、パーティーは禁止します。

【トイレ】

- (9) コミュニティスペース内トイレの使用について

- ① 故障、配管の詰まり、悪臭発生の原因になるため、トイレには水洗用トイレトーパー以外のものは絶対に流さないで下さい。生理用品、クッキングペーパー、ティッシュペーパーや残飯等を流さないでください。
- ② トイレトーパーの補充は管理人がしますので、途中でなくなっている場合は管理人に連絡してください。
- ③ 故障や異臭の際は管理人に連絡してください。

【その他】

- (10) 定期的な清掃、ゴミ回収は管理人がします。ゴミは分別してください。
- (11) 故障箇所がある場合は管理人に連絡してください。
- (12) 異臭がする場合は管理人に連絡してください。

17. 寮内禁煙(加熱式タバコ・電子タバコを含む)

- (1) 寮内（ベランダを含む）は禁煙です。居室やコミュニティスペースで喫煙することはできません。喫煙は階段下の喫煙スペースでのみ行ってください。喫煙スペースで灰皿から離れた喫煙は禁止します。
- (2) 喫煙の際は火の元には十分注意してください。
- (3) 未成年者（20歳未満）の喫煙は法律で禁じられています。

18. 飲酒

未成年者(20歳未満)の飲酒は法律で禁じられています。

19. 防災・防犯に関する注意

- (1) 室内の施錠及び盗難には各自が十分注意してください。
- (2) キッチンを使用する際には火災・事故等に十分気を付けてください。
- (3) 管理会社にて定期的に点検・清掃を実施します。点検員がユニット・個室に入る場合があります。事前に大学メールのアドレスに連絡するので、必ず定期的にメールを確認してください。
- (4) 点検に限らず、水漏れ等の緊急時は入居者への事前許可なしに部屋に立ち入る場合があります。

20. 火気の取り扱いについて

- (1) 寮内では、火災の原因となる恐れのあるキャンドルやお香の使用は原則禁止です。
- (2) 石油ストーブ・電気ストーブなどの火災の恐れのある暖房器具の使用は禁止します。(ホットカーペット、電気毛布のみ可)
- (3) ユニット内キッチン及びコミュニティスペースでのIHクッキングヒーター以外の火気を使った調理は禁止します。
- (4) ユニット内で一度に使える電気の量には限りがあります。一度にたくさんの電気を使いすぎると電気が切れて使えなくなります。電気使用量には十分注意をしてください。なお、万が一電気が切れた場合は、管理人に連絡してください。
- (5) 敷地内での花火やBBQを禁止します。

21. 退去

- (1) 入居期間満了前に退去しようとする場合には、退去予定1ヶ月前までにCIECに「退去願」オンラインフォームを提出してください。URL: <https://form.jotform.com/KwanseiGakuin/NotificationofLeaving>
- (2) (1)の「退去願」を提出しない場合は継続して舎費等を請求します。
- (3) 退去時には、居室、ベランダ、ユニット内、共用部の清掃を入念に行い、原状回復に努めて下さい。設備・備品を壊したり、汚した場合や、清掃されていない場合もしくは退去後室内に留置物がある場合は清掃費(5,000円以上)を請求することがあります。
- (4) 退去前に管理人が立会い、部屋の備品・設備の破損、残置物を確認します。
- (5) 退去時は、管理人に必ず鍵を返却してください。



22. その他の注意事項

- (1) 寮内では、他の入居者の迷惑となるような騒音は禁止しています。特に21時以降は大きな声や大きな音を出さないように注意して下さい。近隣、他の入居者の迷惑になります。また、他のユニットに入る場合も(ただし同姓ユニットに限る)、そのユニットの入居者の迷惑にならないようにして下さい。
- (2) 寮内の施設、設備を滅失、または損傷した場合には、その損害を賠償していただきます。
- (3) 寮内に備え付けの薬はありません。病院等を受診の上、各自で用意してください。
- (4) 入居する居室を選ぶことや、割り当てられた居室を変更することはできません。
- (5) 大麻・覚せい剤等、ならびに拳銃・刀剣類等、法令に反する物の所持または保管は厳禁です。
- (6) 野良猫など動物にエサをやることは禁止します。
- (7) 車の乗り入れは禁止します。ただし、荷物の搬入の場合のみ許可するので、事前に管理人に知らせてください。
- (8) 自転車を持ち込む場合は、管理人に届け出て、指定された場所に駐輪してください。退去の際は必ず各自で処分してください。届け出のない自転車は所有者の許可なく廃棄します。
- (9) 盗難には各自が十分注意してください。
- (10) デリバリーを依頼する時は21時より前に届くようお願いしましょう。

23. 正規留学生・RA:追加注意事項

- (1) 「個人用火災総合保険」への加入を義務付けています。請求書は大学より送付します。所定の期日までに支払いを済ませてください。
- (2) ベッドはありますが、布団、シーツ等はありません。事前に布団セット購入の申込を受け付けます。必要な場

合は申込んでください。寮のベッドを寝具なしに使うことは禁止します。

(3) バイクを持ち込む場合は、管理人に届け出て、指定された場所に駐輪してください。退去の際は必ず各自で処分してください。届け出のないバイクは所有者の許可なく廃棄します。

(4) 寮生は毎年必ず学生健康診断を受ける必要があります。

24. 管理人室

管理人室は管理人の居住スペースでもあります。管理室業務時間は9:00～18:00です。

【関西学院大学国際学生レジデンスV】

住 所 : 〒665-0846 兵庫県宝塚市桜ガ丘21-10

電話番号 : 0797-62-6333

提出日 (DATE): _____ 年 (YEAR) _____ 月 (MONTH) _____ 日 (DAY)

関西学院大学

国際教育・協力センター長 殿

To: the Dean of Center for International Education and Cooperation Kwansai Gakuin University

国際学生レジデンス V 退去願

Notification of Leaving from International Residence V

所属 (COURSE/DEPT)

学籍番号 (STUDENT No.)

氏名 (NAME)

部屋番号 (Room No.)

■退去希望日 (DESIRED DATE TO MOVE OUT) :

_____ 年 (YEAR) _____ 月 (MONTH) _____ 日 (DAY)

■新住所 (NEW ADDRESS) :

〒 _____

■連絡先 (CONTACT INFORMATION) :

携帯電話 (TEL)	(_____) _____
Email (携帯 MOBILE PHONE)	_____ @ _____
Email (PC)	_____ @ _____

*退去予定日の1カ月前までに国際教育・協力センター (CIEC) に「退去願」を提出してください。

*When vacating the dorm, submission of the notification of leaving to CIEC is required at least one month prior to leaving.

提出日: 年 (YEAR) 月 (MONTH) 日 (DAY)

関西学院大学

国際教育・協力センター長 殿

To the Dean of Center for International Education and Cooperation Kwansai Gakuin University

鍵紛失届兼スペアキー受領書

Lost Key Declaration and Spare Key Usage Acknowledgment

1. 学生番号 Student No. _____
2. 氏 名 Name _____
3. レジデンス Residence II / III / IV / V
4. 部屋番号 Room No. _____
5. 紛失日 Date of Loss _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Date
6. 紛失キー Key lost ユニット入口の鍵 Unit Key
 個室の鍵 Room Key
 机・クローゼットの鍵 Desk and Closet Key

※ この届け出提出後 3 日以内に鍵発見の申し出がない場合は、鍵シリンダー交換費用・鍵複製費用を申し受けます。

If we don't receive any information about you finding the lost key within 3 days after you submitted this report, you will be billed for the cost incurred in making new keys/changing the door cylinder of your unit/room.

サイン Signature _____